

相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第13号

相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例

第1条 相模原市立学校体育施設使用料条例(平成17年相模原市条例第163号)
の一部を次のように改正する。

別表第5中	「相模原市立大野北中学校」	を	「相模原市立上溝中学校 相模原市立大沢中学校 相模原市立大野北中学校 相模原市立相模台中学校 相模原市立清新中学校 相模原市立鵜野森中学校 相模原市立相模丘中学校」	に
-------	---------------	---	--	---

改める。

第2条 相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を次のように改正する。

別表第5中	「相模原市立鶴園小学校	を	「相模原市立向陽小学校 相模原市立横山小学校 相模原市立鶴園小学校 相模原市立夢の丘小学校 相模原市立富士見小学校 相模原市立千木良小学校	に、
-------	-------------	---	--	----

「

「

相模原市立鵜野森中学校
相模原市立相模丘中学校
相模原市立中野中学校

」

を

相模原市立上鶴間中学校
相模原市立緑が丘中学校
相模原市立相武台中学校
相模原市立上溝南中学校
相模原市立鵜野森中学校
相模原市立相模丘中学校
相模原市立中野中学校
相模原市立藤野中学校

に改める。

」

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年5月1日から、第2条の規定は令和8年5月1日から施行する。